

災害時等における各種協定について

○協定数 128 ※R3年度防災会議後 新規締結数 3

前回防災会議以降、

- ・ 損害保険要請の機会の提供
- ・ 支援活動
- ・ 公共施設応急対策・復旧

等の分野で、新たに災害時における協定を締結

■ 損害保険要請の機会の提供

協定名	損害保険に関する防災連携協定
協定等の相手方	一般社団法人 京都損害保険代理業協会 京都府保険代理業共同組合 一般社団法人 日本損害保険協会近畿支部京都損保会
概要	災害時等において、京都府から要請をうけたときまたは被災者生活の早期再建に必要と認めるときは、損害保険の請求手続き等に関する支援を要請することができる。

■ 支援活動

協定名	災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の提供に関する協定書
協定等の相手方	公益社団法人 京都府鍼灸マッサージ師会 公益社団法人 京都府鍼灸師会 公益社団法人 京都府視覚障害者協会 一般社団法人 京都府あん摩マッサージ指圧師会
概要	避難所における生活が長期に亘ると予見される場合において、避難所生活の精神的負担の軽減や公衆衛生の向上を図る等で必要がある場合に、市町村からの要請に基づき、府（保健医療福祉調整本部）が各団体に派遣を依頼し、同団体会員による、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術の提供を受けるもの。

■ 公共施設応急対策・復旧

協定名	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定等 3 件
協定等の相手方	関西電力送配電株式会社京都支社
概 要	大規模災害発生時において、停電時復旧を目的としたものである。電力設備を原因として京都府管理道路の通行確保に支障をきたした場合や、停電復旧のための道路上の障害物除去が必要な場合に相互協力を行うことにより、府民生活の早期復旧を図る。